

総務常任委員会

令和8年3月16日（月曜日）

総務常任委員会

令和8年3月16日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 9号 令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項
- 議案第12号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 旭市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議案第27号 専決処分の承認について（令和7年度旭市一般会計補正予算）

出席者（7名）

委員長	崎山華英	副委員長	永井孝佳
委員	松木源太郎	委員	伊藤房代
委員	宮内保	委員	金澤雅哉
副議長	井田孝		

欠席委員（なし）

傍聴議員（2名）

議員	常世田正樹	議員	高橋美千子
----	-------	----	-------

説明のため出席した者（19名）

副市長	柴栄男	秘書広報課長	寺嶋和志
行政改革推進課長	椎名実	総務課長	向後稔

企画政策課長	榎澤 茂	財政課長	池田勝紀
税務課長	多田 仁	市民生活課長	齋藤邦博
会計管理者	戸葉正和	消防長	常世田昌也
監査委員局長	杉本芳正	その他担当員	8名

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局書記	加瀬哲也
------	------	-------	------

開会 午前10時 0分

○委員長（崎山華英） おはようございます。

本日は大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

総務常任委員会委員長を務めます崎山華英でございます。

本日は、新体制となって初めての総務常任委員会ということで、私も委員長として初めての職をあずかりますので、不慣れな点も多いかと思いますが、円滑な委員会運営、そして委員の皆さんにおかれましては十分な審査の時間となるように進めてまいりたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

ここで、委員会を開会する前にあらかじめご了承をお願いいたします。

市の広報が取材のため、この後、本委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日、井田副議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○副議長（井田 孝） 皆さん、おはようございます。委員の皆さんにおかれましては、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました7議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。

それでは、崎山委員長、よろしく願いします。

○委員長（崎山華英） ありがとうございます。

議案説明のため、執行部の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、柴副市長よりご挨拶をお願いいたします。

○副市長（柴 栄男） 改めまして、おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変お疲れさまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で7議案でございます。

内訳でございますが、まず予算関係が1議案で、議案第9号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち総務常任委員会の所管事項、次に、条例関係が5議案で、議案

第12号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、旭市過疎地域持続的発展計画の策定について、最後に、専決処分の承認についてが1議案で、議案第27号、専決処分の承認について（令和7年度旭市一般会計補正予算）になります。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対し、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決、承認くださいますよう、お願い申し上げますご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いたします。

○委員長（崎山華英） ありがとうございます。

議案の質疑

○委員長（崎山華英） ただいまから、本委員会に付託されました7議案の審査を行います。それでは質疑に入ります。

議案第9号中の所管事項について、質疑がありましたらお願いたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 議案第9号について、何点かご質疑したいと思います。

まず歳入のほうですけれども、歳入のほうの地方交付税と国庫支出金の具体的なこの金額になった予想される額について、お聞かせいただきたいと思います。計上されている、例えば、地方交付税の3億8,600万円余、それから、国庫支出金の9億8,100万円余ですね。

次に、県の支出金のほうはどういう形でこの金額になっているのか。2,900万円をちょっと……

○委員長（崎山華英） 松木委員、ページを言ってもらって大丈夫ですか。

○委員（松木源太郎） いずれも2ページです。

○委員長（崎山華英） 2ページ。

○委員（松木源太郎） それから3番目が、基金の繰入金を減らしますね、それで最終的に年度末財調レベルで、財調だけ取り崩すのかどうか含めて、財調レベルでどのくらいになるか

ということをお聞かせいただきたいと思います。

4番目が、市債、これ歳出のほうでもって何点か出てきますけれども、年度末に5億円という大変大きな市債を発行しますけれども、これのこの時期に至った経過をお聞かせいただきたいと思います。

それから、歳出のほうなんです、と言いつつ歳出はあまりありません。一つは6ページになりますが、総務のところの歳出の総括が出ていますね。その中で総務管理費のところの上から3番目の電算システム運用事業、1億5,521万3,000円があるんですけども、これはどこにどういう形で出ているのでしょうか。ちょっとこの金額そのものはないので、それをちょっとお聞かせいただきたいと思います。それから……分かりますよね。上から3行目の1億5,500万円。

あと、消防費のほうなんですけれども、大体中身は分かるんですけども、消防費の条例との関係が全くないと思うんですけども、消防費の特に車両のほう、年度末になって1億9,300万円というかなり大きな出費を伴っていますけれども、これについて簡単でいいですからお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（崎山華英） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） それでは順にお答えしたいと思います。

まず、13ページ、交付税の関係でよろしいですか。

今回の補正の計上なんですけれども、追加交付が令和7年の12月23日付で、交付税の追加交付がございました。それが3億8,630万9,000円ということです。その分を補正計上したということになります。

内訳としましては、臨時財政対策債で2億2,588万2,000円、給与改定費で9,292万円、臨時財政対策債償還基金費で5,866万4,000円、その他調整率がなくなったということで、884万3,000円ということになっております。

（「明細の13ページを説明してくれているということ」の声あり）

○財政課長（池田勝紀） そうですね。

交付税のほうはそれです。

次に、国庫、県の支出金なんですけれども、これは今回の事業とかを行うに当たって、国・県の補助金というところで計上させてあるというところになります。

財調の年度末ということなんですけれども、今回、補正で財政調整基金をマイナス補正することになります。これが通りましたところだと3月の補正が終わって、7年度末としては、74億4,145万1,000円程度となる見込みになっております。

続きまして三つ目、市債の状況なんですけれども、市債、今回大きいというところなんですけれども、理由は大きく分けて二つあります。

一つとしては、国の補正予算による交付金を活用して実施する事業において交付金の裏に有利な起債が活用できるため、それをしたいということで財源として活用しています。対象事業の主なものは、中学校の屋内運動場空調設備などになります。

もう一つにつきましては、合併特例債、これが令和7年度で終了になるということで、発行可能額が僅かに残っていますので、それを最大限に活用するというので、8年度で実施という予定のものを一部前倒しをして計上し、合併特例債を財源として有利に活用していきたいというものになります。

主なものとして、消防本部の空調設備の更新など、そういったものになります。

以上です。

○委員長（崎山華英） 企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 6ページ目の繰越明許費補正の総務管理費、上から3番目、電算システム運用事業の1億5,521万3,000円です。

こちらにつきましては、自治体のシステムの標準化を今、国のほうが全国の自治体で進めているんですが、こちらのほうの標準化の対応がちょっと今年度、システムの開発元のほうから標準化の対応が少し間に合わないということで、翌年度に繰り越すということで、1億5,400万円ほどを繰越しすることになっております。

それからもう1点が、今回の補正でも計上しておりますけれども、戸籍の附票システムに旧氏、ふりがなを記載するための市側の住民記録システムに機能改修が必要になっておりますので、この費用を35万8,000円ほどを繰越しすることになっております。

以上です。

○委員長（崎山華英） 消防長。

○消防長（常世田昌也） 消防からは、消防車両整備事業1億9,000万円、こちらなんですけれども、こちらは令和7年度に更新予定の救助工作車でございます。

この救助工作車なんですけれども、車両の安全基準が令和8年に改正になるということでありまして、シャシーメーカー、車を作っているメーカーに駆け込み需要が発生したという

ことで、シャシーメーカーの生産能力を超える注文が来てしまったということで、シャシーメーカー側で注文を終了してしまったということで、車がないのでちょっと作れないということでも繰り越すものです。

現在は、令和8年の秋頃に新しい車が出る予想ということで、それに合わせて今、既存メーカーと話し合いをしているところです。

以上です。

○委員長（崎山華英） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 一つ、二つ、何点かあるんですけどもね。6ページのところの、そうすると電算システムというのは、1億5,500万円がばらついているわけ。それがストレートに出るのではなくて、総務の追加分として出るのではなくて、各問題にばらけてといったらおかしい。そこのところはどうなんですか。そのまま出るんじゃないんですね。ちょっとそこのところをご説明いただきたいと思います。

○委員長（崎山華英） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 標準化のシステムの関係は、市のほうでシステムというのは幾つもございますので、主なその、何と言うんですか、メインのシステム関係を標準化に対して市が総務管理費のほうでこの予算を持っております。

これ以外にも、その標準化の絡みでいきますと、繰越明許費補正の中には税務総務事務費だったり調査賦課事務費とかの繰越し事業がありますけれども、こちらのほうはそれぞれのシステムのほうでその標準化対応、それをそれぞれの科目の方で繰越しして標準化に対応するというところで載せてございます。

1億5,500万円というのが、そのメインとなる基幹のほうのシステム、そちらのほうを企画政策課のほうで担当しておりますので、繰越しとして載せてございます。

それともう1点先ほど言いましたけれども、戸籍のシステムの関係の維持費があるということなんです。

以上です。

○委員長（崎山華英） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 大体分かりました。

それで、ちょっと財政課長に聞きたいんですけども、年度末に1億8,800万円も基金繰入が、戻すでしょう、減額。私、計算したら7億9,000万円くらいなんだけれども、今、財調

のあれが79億円……

(「7年度末としては74億円」の声あり)

○委員(松木源太郎) 74億円。全体で……

(「ちょっと待って、今のはなんですか。オフレコですか」の声あり)

○委員長(崎山華英) オフレコになってしまっています。

○委員(松木源太郎) その規模について、7年度の末としては予想どおりなの。ちょっとこの基金関係のところかなり私は気にしているんだけど。それどうですか。

(「オフレコでいいですか」の声あり)

○委員(松木源太郎) いやオフレコでは……

(「一括なので、もしほかに質疑があればまた聞いてもらって」の声あり)

○委員長(崎山華英) ほかに。

○委員(松木源太郎) 別にこれだけでいいので、これで終わりだから。

○委員長(崎山華英) いいですか。

松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長(池田勝紀) すみません。財調に関しましては、7年度当初でもこれまでの倍近く、13億5,000万円繰入れするという予算編成に当初しました。

そういった中で、最終的にはこれまで多くても年度当初だと多くて7億円くらいの繰入れということで進んでいましたけれども、もうかなり7年についてはいろんな事業があったということで、多く繰り入れました。

今回の場合ですと、3月の段階で、歳入のほうがかかなり見込みが出ました。というのは、普通交付税の追加があったというのは、それは大きいということになります。

それから、その算定項目の中に臨時財政対策債だとかそういうのが入っていたんですけども、今回の3月補正におきましては、その一連の歳入の金額とあとは今回、3月補正で継続する歳出の事業、その中で歳入のほうが多く見込まれるということで、年度当初繰入れを13億5,000万円と多くしてしましたので、今回は歳入歳出の差の多く見込まれる歳入分の残りを財政調整基金のほうに繰り戻すという形で、今回計上させていただいております。

○委員長(崎山華英) 松木委員。

○委員(松木源太郎) 了解しました。

そうすると、7年度の繰出し、いわゆる基金からの、かなり多かったというのを印象を持っているんだけど、それを大体平準に戻すという、戻ったという。

(発言する人あり)

○委員（松木源太郎） それだけで、そういう形でもって越せるという、そういう感覚でいいですか、簡単に。

○委員長（崎山華英） 松木委員の質疑に対して答弁を求めます。
財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 74億円というところの数字が、これまでも多いのか少ないのかというのは本会議でもいろいろ議論になっているところでございますけれども、これからいろんな統廃合だとか、公共施設の統廃合をいろいろやっていく中で、世界情勢もいろいろ危ぶまれている、いろんな物価とか高くなっている中で、これからいろいろ経費もかかってくるだろうというところで、少しでも今の財政調整基金、余力があればそこに積み立てていって、今後に備えていければというふうに考えています。

以上です。

○委員長（崎山華英） ほかに質疑ありませんか。
永井委員。

○委員（永井孝佳） 2点、質疑いたします。

17ページ、議案審議でも言及したんですけれども放送受信料についてです。NHKの受信料が消防車や救急車からも徴収されるということで、この辺がちょっと納得できないんですけども、今回の支払いは仕方ないにしても、何らかNHKに意見を表明する予定があるのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（崎山華英） 永井委員の……

○委員（永井孝佳） まだあります。

もう1点、21ページ、空調設備改修工事です。

これ、合併特例債を使っていると先ほどご説明があったんですけども、消防本部の空調ということですけども、本署の全体的な空調なのかそれとも部分的な部屋の空調なのか、その辺の詳細を教えてくださいたいと思います。お願いします。

以上です。

○委員長（崎山華英） 永井委員の質疑に対して答弁を求めます。
行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 発覚しましてから、NHK、3度くらいにわたりこちらに来てくれまして、それでいろいろ全庁的に精査をしました。

それで、例えば減免になるようなものもあります。社会福祉的な形で使っているものとか、そういったものも整理をしまして今回、金額のほうを出したんですが、この制度自体について、やはりいろいろ自治体のほうでも知り得なかったというような状況もあった中で全国的にこういったことが起きました。

ただいろいろな自治体、動きがありますが、岐阜県でしたっけ、そちらのほうでもありました。ただその自治体レベルとしては、私どもが単独で申し入れるというのは今のところは考えていません。

ただし、各自治体がそういったような動き、県なりがするのではないだろうかということで、そういったところは注視してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（崎山華英） 消防長。

○消防長（常世田昌也） 消防本部の空調改修ですが、これは本署の全部のものです。今の機材が平成16年に更新されておまして、21年経過しておりますので、大分劣化が激しくて故障もすごい頻発しているということで早急に施工しなければ職員の健康管理上、ちょっと支障を来すということで今回、補正させていただいております。

以上です。

○委員長（崎山華英） 永井委員。

○委員（永井孝佳） ほかの自治体と一緒にあって、もしそういう言及する機会があったらぜひ一言、もの申していただきたいなと思っておりますのでよろしくお願いします。

それで、もしこの後、車両を入れる場合、カーナビ、テレビが映らないタイプのものもあると思うんですね。そういったものを入れるなどして、不要な出費は避けていただきたいなと思うんですけれども、その辺に対してご見解をお伺いいたします。

あと、空調設備のほうなんですけれども分かりました。今も空調が夏なんか窓開けていたり扇風機なんかでやっているの必要だと思うんですけれども、本署の建替えとかそういう計画はまだないのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（崎山華英） 永井委員の質疑に対して答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 千葉県もそうでした。あと県内でも、同じような状況のあ

るところというのは把握しております。当然、どこも同じ事情ですので、その辺はできることがあれば努めてまいりたいと思っております。

また車両については、確かにカーナビが入っていますともう見られるという状況になっています。車の構造上、アンテナがもう全部入っているような状況になって、仮にそれを見られなくするというような作業をしますと、今以上に費用がかかるというような状況も出てきます。

ですので、今ある車についてはいろいろ検討をしているんですが、今後買うものについては、もうそういった状況を認識しましたので、お金のかからないような形で、そういったものは見られないような形で購入をしようと考えております。

以上です。

○委員長（崎山華英） 消防長。

○消防長（常世田昌也） 消防本部、本署の建替えということですがまだまだ先になります。

先に干潟分署が、予定では個別施設計画では干潟分署が先になっておりますので、まだまだ使います。

以上です。

○委員長（崎山華英） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（崎山華英） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 交通費の関係ですけれども、自転車とか自動車とかそういう方たちで統一してやるということなんですけれども、大体どのくらいの比率で今いらっしゃるんですか、それだけ。通勤手当でしょう。それだけ聞きたかった、簡単に。

○委員長（崎山華英） よろしいですか。

では、松木委員の質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 通勤手当の件ですが、通勤方法の割合としましては、およそ自動車が91%、徒歩が5.7%、自転車が2.1%、公共交通機関等が1.1%となっております。

以上です。

○委員長（崎山華英） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 公共交通機関の場合には、その交通機関に対する定期代というのは全面的に出すんでしょからね。そうすると、今回のあれは財政的にはどんなふうに影響はしますか、簡単でいいので。

○委員長（崎山華英） 松木委員に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 今回、通勤手当につきましては、自転車も原付も全て普通自動車と同じになるんですが、自転車や原付の割合が少ないので、上がり幅もそんなに、自転車の場合ですと10キロメートルまでないと思いますので、10キロメートル未満は今の金額とそんなに大して差がないので、通勤手当による影響というのはほぼないものと考えております。

以上です。

○委員長（崎山華英） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（崎山華英） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） この2%から4%というのは、私、ちょっと条例を見たんですけどもちょっと分からなくて、どこをどういうふうに変えるんですか。簡単でいいですから教えてください。

○委員長（崎山華英） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 会計年度任用職員の地域手当につきましては、こちら今回改正する13号の議案のほうで、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、新旧対照表を見ていただきますと第16条の第4項にパートタイム会計年度任用職員の報酬ということで、これが100分の2から100分の4に改正をするものでございます。

パートタイム会計年度任用職員については、地域手当という名称ではなくて報酬の中でその地域手当分を加算した額を支給するというふうに規定しております。

フルタイム会計年度任用職員の地域手当につきましては、この条例の第5条のほうで一般職の給与条例を準用すると規定しておりますので、それによって一般職と同じように4%に

なるというものでございます。

以上です。

○委員長（崎山華英） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 条例を見たけれどもよく分からなかったのなるほど、5条のところ
が基準になるわけですね。なるほどね。そうすると倍になるわけだ、地域手当的な手当が。
そういうことでいいですね、ありがとうございます。

○委員長（崎山華英） よろしいですか。

答弁はよろしいですか。

○委員（松木源太郎） いいです。

○委員長（崎山華英） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（崎山華英） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 事務局にちょっと配っていただいていたんですけども、これは国保
税、税のそのものの徴収のことだけが総務のあれですから、これについては子ども・子育て
支援金についてはまだ、いつ決まるんですか。これは4月頃と書いてあるんですけども、
この金額はまだ決まっていらないわけですか。

それで去年、もう1枚のほう、国基準と旭市基準で少しずつ少なくなっていて、旭市が少
なくなっていて、今年も国のほうは110万円までいくけど、旭市の場合には1万円だけ少な
いというそういうのをもらったわけですけども、これについては今年のいつ頃決まってど
ういう形になるのか、簡単でいいですから税の徴収の関係からいってお聞かせいただきたい
と思います。

○委員長（崎山華英） 松木委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） それではお答えいたします。

まず、子ども・子育て支援金分の課税限度額ですが、これは昨年の11月に国民健康保険税
ではなく、国民健康保険料で徴収している部分については、課税限度額3万円ということで
決定しております。

税のほうですと、例年3月31日に国のほうの施行令が発令されますので、同じ金額であれ

ば3万円ということになるかと思えます。

それから、例年旭市のほうは1年遅れで課税限度額を改正している点ですけれども、今回、今申し上げましたように同じように医療分のほうの課税限度額が1万円ということで、これは先ほどの子ども・子育てと同じように、昨年11月の時点で「料」のほうは決まっております。

これもそのままの金額になりますと、同じように引き上げるんですけれども、委員ご承知のとおり旭市はいろいろな観点から、1年遅れでの課税限度額の改正というのを行っておりますので、こちらにつきましてはまた後ほどという形になります。

以上です。

○委員長（崎山華英） 松木委員。

○委員（松木源太郎） そうすると、後ほどというと6月にはもう通知を出すわけでしょう。

それまでには決めなければならないということですか。ちょっとその点について。

○委員長（崎山華英） 松木委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） お答えいたします。

国民健康保険税全体の話ではなく、子ども・子育て支援金につきましては、先ほど申し上げました3月31日の施行令をもちまして、専決処分という形で条例改正のほうを予定しております。

以上でございます。

○委員長（崎山華英） よろしいですか。

ほかに質疑は。

永井委員。

○委員（永井孝佳） 子ども・子育て支援納付金という納付額がちょっと分かりづらいので、収入別とか、あとは高齢者、年金だけもらっている人とか、何パターンか教えていただけると。もしそういうケースとかありましたら教えてください。

○委員長（崎山華英） 永井委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） お答えいたします。

まず、すみませんちょっと手元に資料がございませんで、給与の方につきましてはたしか議案質疑のほうで申し上げたんですけれども、ちょっとお待ちいただけますか。

すみません、お待たせしました。給与世帯ということで申し上げます。

夫と妻を合わせまして、給与収入の合計が500万円の場合ですが、18歳未満のお子さんが2人いる4人世帯での試算の場合、大体、子ども・子育て支援金分の税額としましては、約1万円の増額になるかと思えます。

あとは、所得別のちょっとケースということですが、ちょっとこれすみません、今手元に資料がございませんので、後ほどちょっと回答させていただきます。

以上です。

○委員長（崎山華英） 永井委員。

○委員（永井孝佳） その1万円を8回に分けて収めるような形になるんですかね。

○委員長（崎山華英） 永井委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） ほかの課税分と合算しまして、国民健康保険税の納付金、8回に分けて収めていただくということになります。

以上でございます。

○委員長（崎山華英） よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

（発言する人なし）

○委員長（崎山華英） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第19号について質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 1点だけなんですけれども、サウナって2種類、新しいのとこれはどういう違いがあるんですか。それで防災上、いわゆる消防の立場から言ったならば、この差というのはどういう差なんですか。簡単でいいですから教えてください。

○委員長（崎山華英） 松木委員の質疑に対して答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） このサウナ設備の差ですが、一般的にサウナといいますとホテル等にある、室内にあるサウナですね。消防法上、そのサウナでしか基準がなかったものですから、今回は近年のサウナブームでああいったバレル型、テント型というものが非常に増えてきましたので、そういった関係から国のほうで検討会等実施しまして、それで今回、それにおける……

(「設置の基準を作ったわけですか」の声あり)

○消防長(常世田昌也)　そうです。そういうわけです。

○委員長(崎山華英)　松木委員。

○委員(松木源太郎)　先日、事故があったあれは従来のサウナですか。例の個室になっていて、中で焼け死んでしまったというか。あれはどちらに、従来のほうに該当するわけですね。新しいというのはどんな形なんですか。私よく分からないんですけども。新しい形のサウナというのは。ちょっと教えてください。

○委員長(崎山華英)　松木委員の質疑に対して答弁を求めます。
消防長。

○消防長(常世田昌也)　事故に関しましては、一般サウナと呼ばれる今までのサウナですね。今回言われておりますバレル型というのは、木の枠で、樽ですね。木の樽、バレル。そういう形をした円筒形の木の筒のようなもので、その中にストーブのようなものがあって、熱源があってサウナになるものです。

テント型というのは、本当に三角のテントですね。その中に熱源を置いて、温めてサウナにするということで、小型のものであります。使っている機器も6キロワット以下ということで熱源の小さいものになります。

以上です。

○委員長(崎山華英)　松木委員。

○委員(松木源太郎)　何でこの二つを分けなければならない、消防法でそうして分けなければならないあれが出てきたんですか。理由が出てきたんですか。

○委員長(崎山華英)　松木委員の質疑に対して答弁を求めます。
消防長。

○消防長(常世田昌也)　従来のサウナですと、離隔距離、熱源からの離隔距離が長いというのがあります、大きいと。

今回出ていますバレル型やテントは小さいものでありますので、その離隔距離に合わせますとちょっといろいろと不都合が出てきまして、全国的にそれが問題になっていまして、それで国のほうで検討委員会が作られてなったわけです。

○委員長(崎山華英)　松木委員。

○委員(松木源太郎)　度々聞いて悪いんですけども、どうして問題になったわけですか。

○委員長(崎山華英)　消防長。

○消防長（常世田昌也） 規制の決まりがなかったからです。決まりがなかったので、じゃ何にしようかということでいろいろ各消防もいろいろやったんですけども、そういうものの話が上にあがって、つくりましょうということで国のほうで定めてくれたということです。

以上です。

○委員長（崎山華英） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

永井委員。

○委員（永井孝佳） 離隔距離というのがありましたけれども、実際にどのくらいの距離なのかと、あと、届出がこれ必要かどうか、その2点をお伺いいたします。

○委員長（崎山華英） 永井委員の質疑に対して答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 簡易なサウナ設備と周囲との可燃物の離隔距離ということになります。

まず1点目として、周囲の可燃物が許容最高温度100度を超えない距離、または②番として、当該可燃物が引火しない距離、これが200度から300度といわれています。

それで、1、2のいずれか短いほうの距離を確保するということでありましたので、規制的には緩和された状況となります。

届出についてですが、これは個人で自宅で自分のために使うものに関しては届出は必要ありません。

以上です。

○委員長（崎山華英） 永井委員。

○委員（永井孝佳） 個人の場合、建物の屋上なんかでも使えるのか、その辺をちょっとお伺いいたします。

○委員長（崎山華英） 永井委員の質疑に対して答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） すみません。ちょっと分からないですけども、ただ設備としてはちゃんとメーカー側がこの基準に合わせて作っていますので、問題はないかと思うんですけども、その屋上となるとそれが下の素材、それがどうなるかはちょっと分からないところですが、その辺は入れる際にはメーカーと協議していただくものかと思います。

以上です。

○委員長（崎山華英） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（崎山華英） 特にないようですので、議案第19号について質疑を終わります。

続いて、議案第21号について質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） この21号については、大変長文で私も全部読ませてもらいましたけれども、本会議でも少し聞いたんですが、5年たってさらに5年後、この旧干潟地域の計画をつくる。これはどこでどういうふうにつくったんですか。

つまり、過疎地域のこういう発展計画をつくるっていうことが過疎債とかいろんなあれの条件なんでしょうけれども、というのは事実と関係していないところがかかなりあったり、それからこれからやることを予定していないことがあったりということを出ているんですけれども、これは大変もっと広い範囲でこれをつくるのに意見を求めなかったんですか。

これは、どこでどういうふうにしてこの発展計画というのはつくったんでしょうか。そのところを詳しく教えていただきたいと思います。

○委員長（崎山華英） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） まずこれは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法というところがありますので、この第8条に規定されていますので、それを基に策定したものにになります。

この計画をどのようにして策定したのかということだと思いますが、当然、期限が3月31日で切れますので、令和7年度に入りまして庁内のその関係する各課に全て行っている事業等洗い出し、当然その今までの実績ですとか、そういったものも含めまして次期の5か年計画で行うべき事業等をこの計画に記載するというので、庁内で関係する課を基に調整してこの計画を作ったことになります。

○委員長（崎山華英） 松木委員。

○委員（松木源太郎） そうすると、この第3期計画が今年からまたできましたね。第3期戦略ね。あれの文章がそっくりずっと載っているんですよ。

そういう形でもってつくるものなのかどうか、これちょっと大変私は不思議に思ったんです。作り方がもう少し雑であったのではないかなという気がして、旧干潟町独自のものが

幾つかあるはずなんですよ。

干潟町という、例えば今度予算のときの質疑もしましたけれども、極端な例ですけれども旧干潟町は例の各自治体に1億円のお金がきたときに、干潟町らしいものを作ろうということで、例の長熊の釣堀とそれからその近くに野球場を作ってというものを1億円のあれで作ったわけです。私、調べてみたら。

それでそうすると、そこには年間1万1,000人のお客さんが来ているわけですよ、今。それで地元よりも今度長熊の釣堀センターというのをインターネットでもって見たらば、これすごく評価されているんですよ、ほかのところよりいっぱい。年間1万人も来るなんてところないですよ、この地域で。

だから、そういうものをこの地域でもって何かやろうじゃないかと、そういうようなものが載っている、メインではなくていいですよ、そういうような計画をつくるべきであって、旭市の第3期の計画を丸写しみたいな文章を並べたって、私あんまり意味ないと思ったんですけれども。それでもってちょっと、お聞きしたかったんですよ。

だから、学校統合の問題は途中だけど、それは大事な問題ですよ。けれども、学校統合の問題で、私は意見をちょっと言いましたけれども、中学校の問題で行き詰まっているのはなぜか。そういうところまでやっぱりしないと駄目だと思いますし、それからいろんな問題があると思うので、やっぱりこういうような課題ではなくてもっと広く、特に干潟の地域の人たちの意見を聞くような計画じゃないといけないんじゃないかと思ったものですから、ご質疑申し上げました。気を悪くしないでください。

そういう考え方の下でつくられなければいけないのではないかということ、議論しようと思っていましたので。これ、ぜひお考えいただきたいと思います。最終日に反対討論するかどうかはまだ決めていませんけれども、そういうことでよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（崎山華英） 答弁求めますか。

○委員（松木源太郎） 要らない。

○委員長（崎山華英） よろしいですか。

ほかに質疑は。

永井委員。

○委員（永井孝佳） 1点だけお願いします。36ページ、教育の振興の中に中学校新築事業、北統合中というのがありますけれども、こちら場所はどこでもこの北統合中、過疎債は使え

るものなのかどうか。その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（崎山華英） 永井委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 基本は、干潟地域のエリアというところになるかと思うんですが、これが仮にいわゆる旭地域のエリアに建設するとなった場合には、生徒数とかの絡みもありますので、100%ということではなくて按分ということになるかと思っています。

ですので、場所によってこの計画に基づく起債ですとか、その辺はちょっと変わってくるかなと思います。

以上です。

○委員長（崎山華英） 永井委員。

○委員（永井孝佳） 按分ということですけども、琴田小と共和小、干潟地域に造っても琴田小と共和小の子たちもいると思うんですけども、その場合も按分になるんですか。それとも、干潟地域に造ればフルで過疎債に充当するのか。

もし分かれば教えてください。

○委員長（崎山華英） 永井委員の質疑に対し、答弁を求めます。

○委員（永井孝佳） すみません。

○委員長（崎山華英） まだありますか。

○委員（永井孝佳） というか細かい数字はいいんですけども、造る場所によって過疎債の割合というのは大分大きく変わるかどうか、それだけ教えていただければ。

○委員長（崎山華英） 質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 基本的には多分、人数がベースになってくるのかなと思います。

以上です。

○委員長（崎山華英） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（崎山華英） 特にないようですので、議案第21号の質疑を終わります。

続いて、議案第27号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（崎山華英） よろしいですか。

では、特にないようですので議案第27号について質疑を終わります。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） すみません。先ほど議案第14号で永井委員のほうからご質疑ございましたことについてお答えいたします。

先ほど、給与収入のモデルということで申し上げましたが、年金収入、それから営業・農業の所得について申し上げます。

まず年金のほうですが、ご夫婦で年金収入が400万円くらいと仮定しますと、年間での子ども・子育て支援金分としての税額は3,000円くらいになると思います。

それから営業、それから農業につきましては個々に経費というものがございますので、なかなか収入ベースでお答えづらいところがあります。所得ベースで400万円と仮定した場合ですが、こちらの場合はお一人世帯と仮定しまして、年間で子ども・子育て支援金分としては1万円くらいになるかと思ひます。

以上でございます。

○委員長（崎山華英） 消防長。

○消防長（常世田昌也） 永井議員から質疑のありました簡易サウナの設置ですけれども、屋上等設置は可能だそうであります。

以上です。

○委員長（崎山華英） 以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（崎山華英） これより討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第9号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（崎山華英） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（崎山華英） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（崎山華英） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（崎山華英） 賛成多数。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（崎山華英） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、旭市過疎地域持続的発展計画の策定について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（崎山華英） 賛成多数。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、専決処分の承認について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（崎山華英） 全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり承認されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（崎山華英） ご異議なしということで、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

ます。

○委員長（**崎山華英**） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午前10時52分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 崎 山 華 英